

# 交野市

令和2年度から施行!

# 企業立地促進奨励制度 ご案内

交野市企業立地促進奨励制度は、対象地域において事業所等の新築、増築、建て替えを行う事業者に対して奨励金を交付することで、市内への企業立地の促進を図ることを目的とした制度です。

このパンフレットでは、本制度の概要をご案内します。

## 対象となる事業者

- (1) 中小企業者又は本社機能を有する事業所等を市内へ新設し、本店として登記する事業者であること。
- (2) 産業集積促進地域で製造業、情報通信業又は学術・開発研究機関を営むこと。
- (3) 市税の滞納がない法人又は個人であること。
- (4) 騒音、公害防止等について、法令で定める適正な措置を講じること。
- (5) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当しないこと。

## 対象となる地域



幾野：3丁目の一部、4丁目の一部、5丁目、6丁目の一部  
郡津：2丁目の一部

私部西：5丁目の一部  
星田北：1丁目、4丁目の一部、5丁目の一部、6丁目の一部、8丁目、9丁目

詳しい地域図面は下のQRコード（交野市ホームページ）をご確認ください。



奨励内容は次のページから!



# 奨励金の適用要件と内容について

①事業所等を**購入又は新築**した場合

②事業所等を**増築**した場合

③事業所等を**建て替え**した場合

固定資産税相当額及び都市計画税相当額の

**1/2**

※ただし、増築の場合は増築部分にかかる部分のみ

【上限額】**500万円**

/対象事業者

【期間】

初めて課税された年度から起算して

**5年**

☑  
**要件**

- ①  延床面積が100㎡以上の事業所等の購入又は新築であること
- ②  延床面積が50㎡以上の事業所等の増築であり、増築後の延床面積が既存施設と合わせて100㎡以上であること
- ③  延床面積が100㎡以上の事業所等の建替えであること

①から③のいずれかを満たした場合、④と⑤も対象となります

④償却資産を**購入**した場合

固定資産税相当額の

**1/2**

【上限額】**400万円**

/対象事業者

【期間】

初めて課税された年度から起算して

**5年**

☑  
**要件**

- 購入総額が1,000万円以上の償却資産であること
- ※すでに償却資産を購入している場合も対象となりますが、事業指定申請を行う前年度のものに限ります。
- ※リース契約による取得は除きます。

⑤交野市民を**雇用**した場合

**10万円**

/新規雇用した市民1人

【上限額】**100万円**

/対象事業者

【期間】雇用後1年を経過した年度から起算して

**5年**



☑  
**要件**

- (雇用する市民の条件)
- 3か月以上の居住歴があること
- 奨励金の交付対象となる事業所等を主たる勤務地とすること
- 奨励金の交付後も継続して雇用する見込みのあること
- (奨励金交付申請の条件)
- 操業開始日の前後90日以内に雇用した市民であること
- 奨励金の交付対象となる事業所等で1年以上継続して勤務していること
- 直近1年の基本給の支給総額が、100万円以上であること

# 奨励金交付の手続き

事業所等の新築・増築・建て替えの計画

事前ヒアリング

事業指定申請

事業指定申請

事業指定決定

着工・購入

操業開始

課税

納税

奨励金交付申請

交付申請

交付決定

交付請求

奨励金交付

事業指定申請は、

① 着工・購入の前までに行ってください。

- 事業指定申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 誓約書（様式第3号）
- 市税の滞納がないことを証する書類
- （法人の場合）登記事項証明書  
※発行後3か月以内のものに限る
- 建築確認済証（写し）
- 付近見取図・配置図・各階平面図（写し）
- （償却資産）設置場所が分かる図面（写し）
- （償却資産）見積書の写しor領収書（写し）

②

- 操業開始・休止・廃止届（様式第7号）
- 建築確認検査済証（写し）

奨励金交付申請は、

③ 交付対象期間中は毎年行ってください。

- 交付申請書（様式第11号）
- 市税の滞納がないことを証する書類
- 交付対象となる事業所等にかかる家屋の  
公課証明書（写し）及び登記事項証明書
- 交付対象となる事業所等にかかる償却資産の  
償却資産申告書（写し）及び同明細書（写し）
- 事業を実施したことを証する書類（竣工図 ほか）
- 市へ個人情報を提供することの確認書（様式第12号）
- 新たに購入した償却資産の配置図
- 新規雇用した者の雇用契約書（写し）
- 新規雇用した者の住民票（写し）
- 新規雇用した者の直近1年間の基本給の支払い総額が  
100万円以上であることを証する書類

④

- 交付請求書（様式第13号）

# 大阪府産業集積促進地域指定について

大阪府では、府内における産業集積を税制面から促進するため、産業集積促進地域における土地や家屋（工場、研究所等）の取得に係る不動産取得税軽減する特例措置を設けております。

交野市は、令和2年12月3日付で、上記特例措置の対象となる地域として大阪府産業集積促進地域に指定されました。対象となる地域の図面や税制に関する優遇制度は、下のQRコード（大阪府ホームページへ遷移）をご確認ください。



## 本制度の事前確認について

本制度は**事業指定申請前**に事業所等の新築に係る工事の着工や購入・増築及び建て替えに係る工事の着工を行った場合は奨励金の**交付対象外**となる場合がございます。

制度の利用を希望される場合は、**必ず事前に**下の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。



総務部 地域振興課



072-892-0121



072-891-5046



sinkou@city.katano.osaka.jp

発行年月 令和3年9月

〒576-8501 大阪府交野市私部1-1-1